

## 一般質問のあり方の課題に対する正副委員長案

	課題	考え方（案）
1	<p><b>「持ち時間」に関すること。</b></p> <p>(1) 会派持ち時間制または個人持ち時間制に関すること。</p> <p>(2) 個人持ち時間制にした場合の時間配分（年間または定例会ごと）に関すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問の持ち時間については、協議の中で現状維持とすることで整理したこと、非交渉会派や無所属議員から、1人当たりの持ち時間や会派持ち時間制に対する意見が特段なかったことから、<u>現在の会派持ち時間制とし変更しない</u>（引き続き、定例会ごとに議員1人20分とし、各会派所属議員数（ただし、正副議長及び監査委員を除く）を乗じた会派持ち時間制とする）。</li> <li>1人当たりの持ち時間を年間で通算し、その中で各議員が定例会ごとに自由に時間配分することについては、一般質問の日程が通告後でないと確定せず、昨年から実施している会期の早期決定ができなくなるおそれがあるため、実施しない。</li> </ul>
2	<p><b>「質問時間」に関すること。</b></p> <p>(1) 一括と一問一答で質問の質問時間の限度が異なっていること。</p> <p>(2) 無所属議員と会派所属議員との質問時間の違いが大きいこと。</p> <p>(3) 一括の質問時間に関すること。</p> <p>(4) 一括の答弁量が一問一答に比べてかなり多いこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括質問の質問時間については、次の理由から一問一答と同様とすることとし、<u>60分から40分に変更する。</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>(理由)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一括と一問一答で質問時間が異なることは、平等ではなく、バランスが悪く、また理由がないこと。なお、他政令市でも、このような事例はない。</li> <li>会派制のメリットとはいえ、一括の質問時間が無所属議員と会派所属議員では、年間で最大3倍（80分と240分）の違いが生じ、かなりの差があること。</li> <li>質問時間を短縮することにより、質問のポイントが今まで以上に精査・整理され、質問の質の向上にもつながると考えられること。</li> </ul> </div> </li> <li>一括質問の質問時間の変更の取扱いについては、新年度の令和3年第2回定例会から1年間の試行を実施することとし、再度検証することとする。</li> </ul>
3	<b>その他、一般質問のあり方に関すること。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状においては、特段のルール作りは行わない。今後、一般質問を行っていく中で、何か問題が生じた場合には、然るべきところで<u>その都度協議すること</u>とし、必要に応じてその結果を先例とし、先例集に掲載する。</li> </ul>